

でん粉原料用かんしょ政策の見直しについて

～市場動向を反映した取引価格の形成と新たな経営安定対策～

平成19年4月23日版

Ver. 4



平成19年4月
農林水産省
(独)農畜産業振興機構

～ 目 次 ～

	頁
生産の現状と課題	1
政策転換の基本方向	2
でん粉原料用かんしょ政策見直し後の生産者の収入	3
新たなでん粉原料用かんしょの取引のイメージ	4
（参考）でん粉原料用かんしょの価格形成及び取引の流れ	5
経営安定対策の対象要件	6
一定の作業規模	7
基幹作業の種類	8
（参考）対象要件に適合するかどうかの判断事例	9
対象要件の特例	11
経営安定対策の支援水準（交付金単価）	12
交付金単価における品質格差	13
交付金の交付手続き	14
農協等による概算払・精算払の代理申請のモデルケース	15
対象要件審査申請書類（その1）	16
対象要件審査申請書類（その2）	17
交付金の交付申請書類	18
でん粉工場との売渡し契約の締結（対象要件）	19
でん粉工場の再編対策	20
政策見直しのスケジュール	21
（参考）認定農業者になるには	22
（参考）特定農業団体と同様の要件を満たす組織とは	24
（参考）集落営農一元経理のイメージ（例）	25
新たな発想に立った担い手支援策の充実	26
担い手育成・確保支援対策（平成19年度予算）	27
集落営農の育成・確保支援対策（平成19年度予算）	29
農地・水・環境保全向上対策の本格的実施について	30

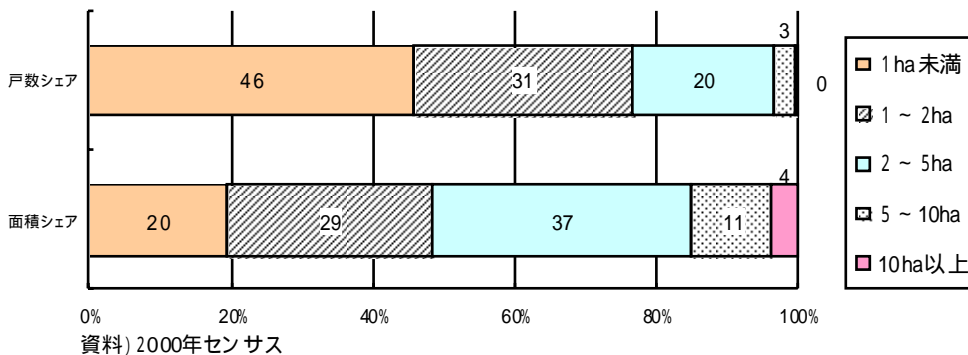
生産の現状と課題

生産構造をみると、農家戸数の減少と農業従事者の高齢化が進行しており、農家一戸当たりの作付面積については微増傾向にあるものの、依然として零細規模の農家が大宗を占めており、課題解決のためには、このような生産構造を転換する必要があります。

労働費が生産費の約6割を占めており、全体の約4割を占める収穫作業を中心として、省力化を進める必要があります。

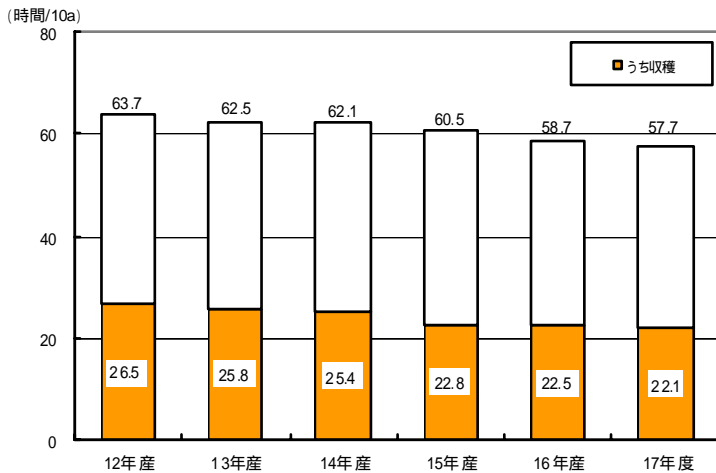
近年、焼酎用かんしょ需要の増加等からでん粉原料用の集荷が不安定となっており、でん粉工場の操業にも影響しており、計画的な生産を進める必要があります。

かんしょ作付農家の経営面積規模別割合



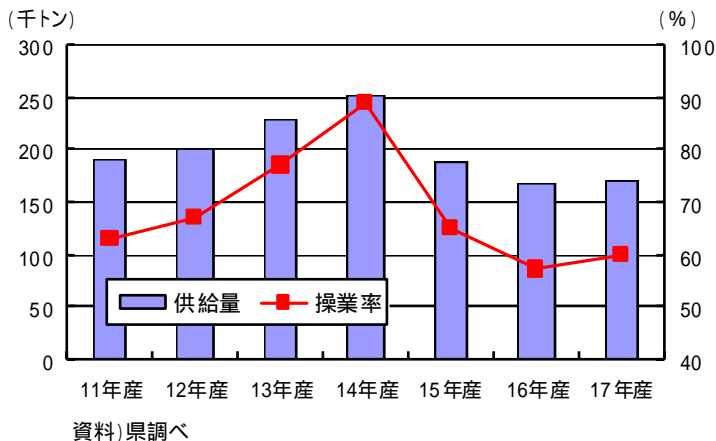
零細規模の農家が多い!

かんしょ生産に係る労働時間の推移



収穫作業を中心に省力化を進める必要!

でん粉原料用かんしょ供給量及びでん粉工場の操業率の推移(南九州)



集荷の不安定によりでん粉工場の操業率が低下!

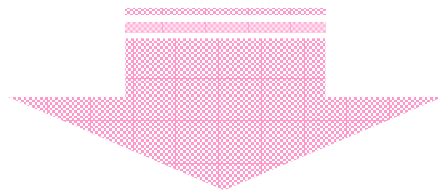
政策転換の基本方向

「基本計画中間論点整理」（平成16年8月10日食料・農業・農村政策審議会企画部会）（抄）
< 品目横断的政策への転換に当たっての配慮事項（原料作物関係） >

てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ・かんしょといった原料作物については、特定の地域の農業における基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることを踏まえて対策を構築すべきである。

その際、市場原理の一層の導入や関連産業も含めたコスト削減の推進に資するものとして施策のあり方を検討する必要がある。

さとうきび、でん粉原料用かんしょについては、代替作物に乏しい自然条件の下で、その多くが零細な経営により生産されている実態を踏まえた対応が必要



砂糖及びでん粉に関する検討会

（平成16年8月30日～平成17年3月31日）

< 「砂糖及びでん粉に関する検討会」報告（抄） >

でん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向

零細な生産構造等を踏まえ、品目別政策へ移行

最低生産者価格は廃止し、市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行

効率的かつ安定的な生産を図るための生産体制を確立するため、地域の担い手や生産組織の育成、法人化の推進等を促進することが必要

最大限の合理化を前提に、国内産いもでん粉製造事業者に対して政策支援を実施

抱合せに代わり、コーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収する制度を創設

でん粉原料用かんしょ政策見直し後の生産者の収入

基本的考え方

でん粉原料用かんしょ政策見直し後の生産者の収入は、取引価格(でん粉製造業者から支払われる品代)による収入と経営安定対策(交付金) 国(農畜産業振興機構)からの直接支払による収入の2種類から構成されます。

でん粉原料用かんしょの取引価格 ~ 収入分配方式 ~

でん粉原料用かんしょは、でん粉に加工されて初めて市場での取引が行われるという特性を有しています。このため、でん粉原料用かんしょの取引価格は、市場動向(かんしょでん粉の価格動向)を適切に反映する仕組みとして、かんしょでん粉の価格を生産者とでん粉製造業者との間であらかじめ定めた比率により分配して形成されます。

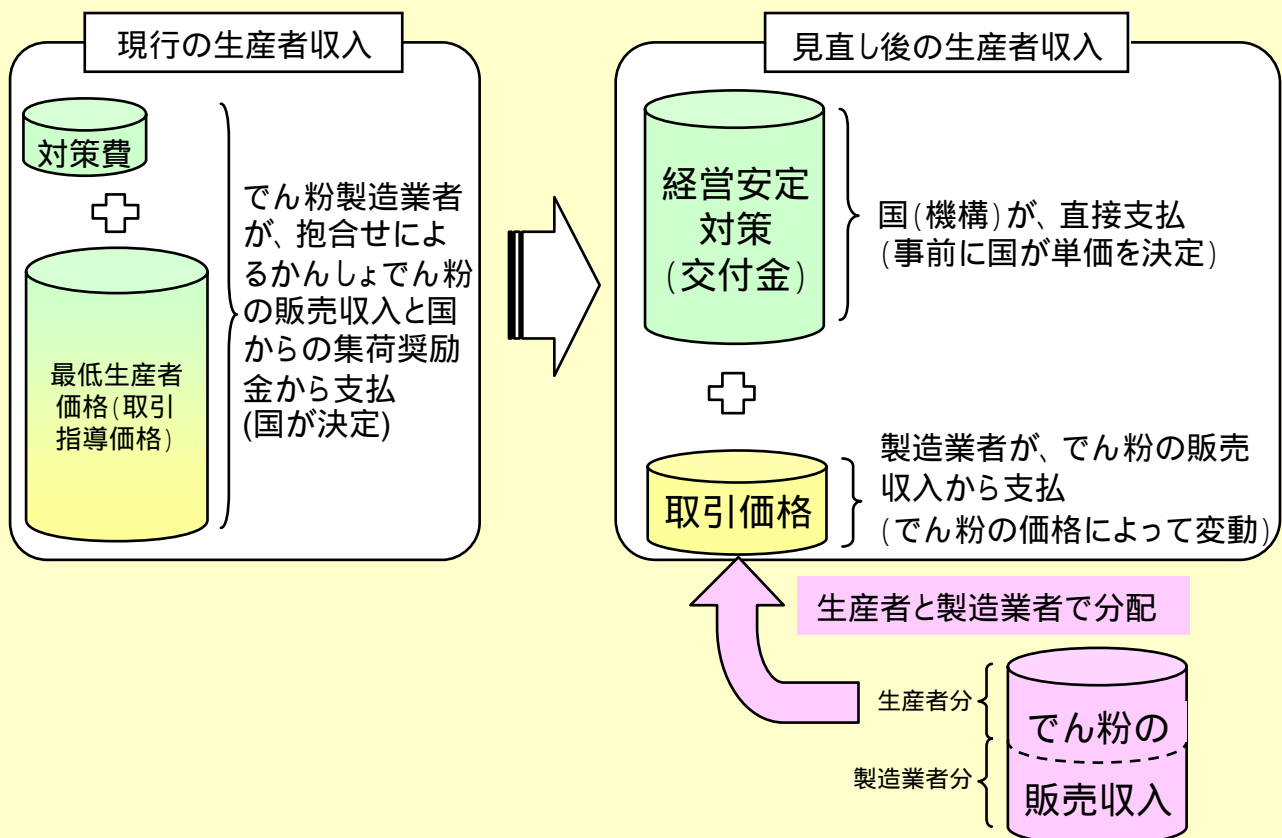
(算定式)でん粉原料用かんしょの取引価格 = かんしょでん粉の販売価格 × 分配比率 × 歩留り

この方式では、分配する比率をでん粉製造業者との間であらかじめ定めて固定することにより、でん粉製造業者のコストが増加した場合や生産者のコストが縮減した場合であっても、生産者の収入は変わらないため、生産者の生産性向上等の努力が的確に収入に反映されることとなります。

経営安定対策(交付金)

経営安定対策(交付金)は、生産者の所得を確保してでん粉の安定供給を図るため、一定の要件を満たす者を対象とし、でん粉原料用かんしょの生産コストのうち、上記の収入分配方式により形成される取引価格では賄えない部分に着目して行われる直接支払です。

でん粉原料用かんしょの取引価格の形成と政策支援のイメージ

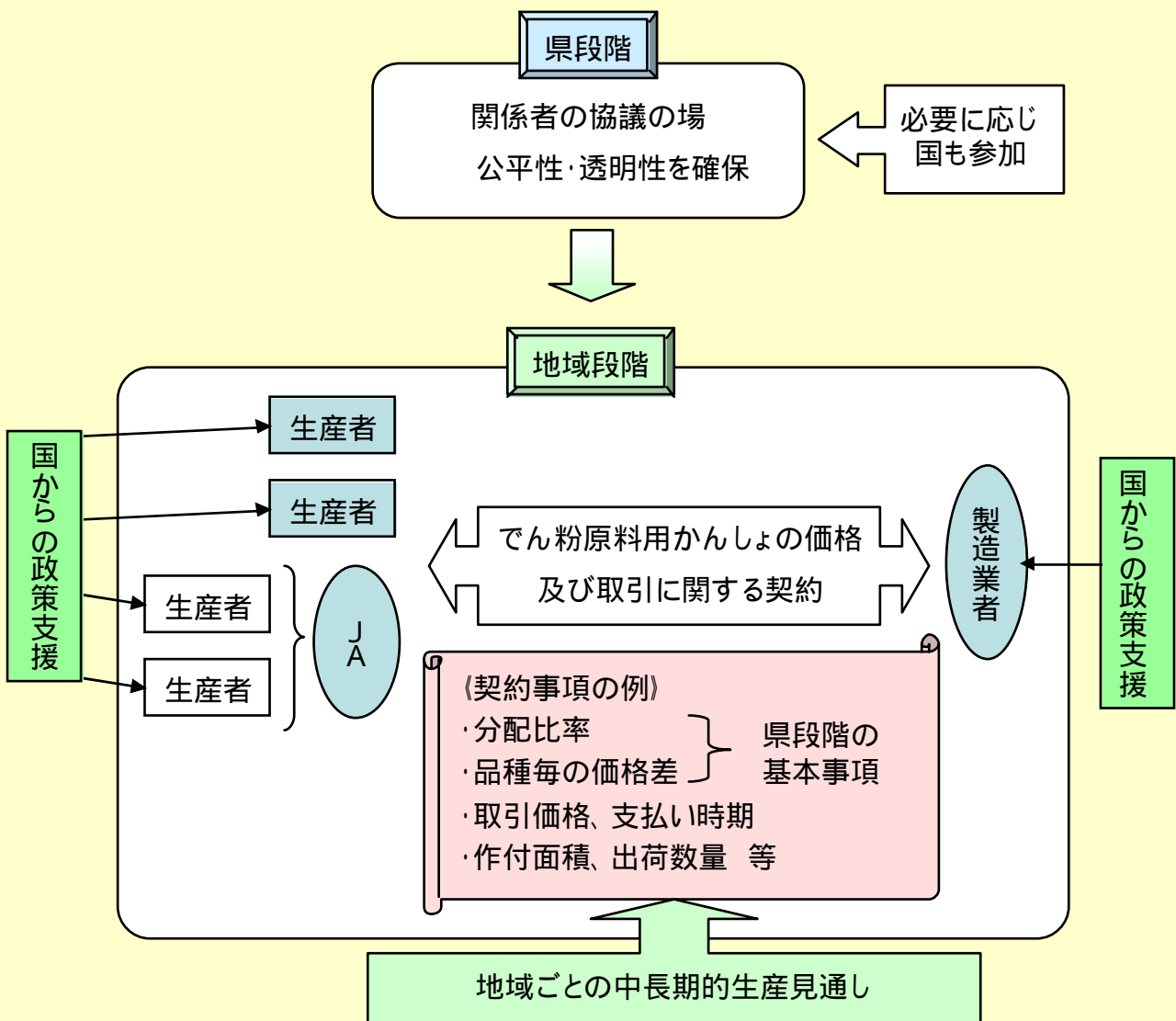


新たなでん粉原料用かんしょの取引のイメージ

でん粉原料用かんしょの取引価格を含め、取引に関する諸事項は、生産者等と製造業者の間で結ばれる契約により決定されます。

この契約の公平性・透明性を確保するため、県段階に行政も参加の下、関係者の協議の場が設置され、契約の前提となる基本事項が協議・決定されます。

新たなでん粉原料用かんしょ取引の姿



(参考) でん粉原料用かんしょの価格形成及び取引の流れ

【前年春～夏(4～8月頃)】

公正・透明な価格形成のための関係者の協議の場 (県段階に設置)

主催は、生産者団体と製造業者団体
メンバーは、主催者に加え、第三者として行政(県等)が参加
各地域における契約の前提となる基本事項について協議



必要に応じ、
国も参画

《基本事項の例(原則、複数年度固定)》

でん粉原料用かんしょの取引価格の算定式(かんしょでん粉の
販売価格や分配比率等)の考え方、品種に基づく価格差 等

「でん粉原料用かんしょ取引検討会議」の開催実績等

千葉県	平成18年	8月	1日開催
宮崎県	平成18年	11月	9日開催
鹿児島県	平成18年	8月	3日開催

【前年秋(11月頃)～作付前】

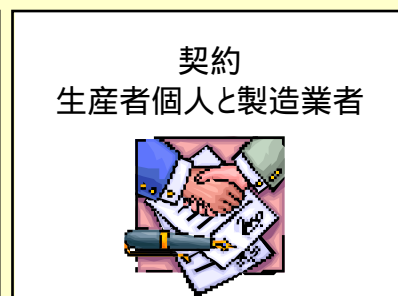
生産者(JA)と各製造業者による契約 (地域段階で締結)

取り決め主体は、JA又は生産者個人
(あるいは生産者の代表)と各製造業者

県段階で定めた基本事項を規定

地域ごとの生産事情等を踏まえた個別
事項を協議の上で規定

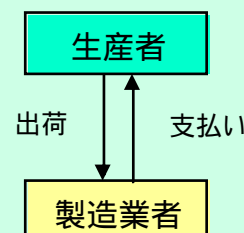
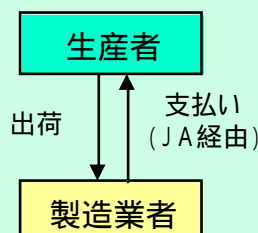
《個別事項の例(原則、単年度ごとに見直し)》
取引価格、出荷数量、支払い時期 等



【当年冬(当年秋10～11月頃)】

契約に従い、取引

でん粉原料用かんしょの出荷、原料代金の支払い



経営安定対策の対象要件

対象者には、生産実態を踏まえ、

認定農業者等

今後、認定農業者等となることが期待される者として、**一定の作業規模を有する者** 自らの取組みでは一定の作業規模を確保することが困難な小規模生産者等から認定農業者等への農地の流動化が円滑に進められるよう、

() **一定の作業規模を有する共同利用組織に参加している者**

() **の者、一定の作業規模を有する受託組織等に基幹作業を委託している者** が位置付けられています。このほか、地域の実情にも配慮して特例を設定できることとされています。

また、生産・供給の安定化を図る観点から、でん粉製造事業者とのでん粉原料用かんしょ売渡し契約の締結、環境規範の遵守などが要件とされています。

認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織

…面積要件なし(他は品目横断的政策と同じ)

一定の作業規模 を有する者

⇒ 認定農業者、特定農業団体等の予備軍

上記のほか、

() **一定の作業規模** を有する共同利用組織に参加している者

⇒ 共同利用組織への作業集積 (さらに、経営体への発展)

() に該当する者、**一定の作業規模** を有する受託組織・サービス事業体に **基幹作業** を委託している者

⇒ 認定農業者等、受託組織等への作業集積 (さらに受託組織等の経営体への発展)

上記の要件については、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを実施。

地域の実情に配慮し、受託組織等が存在しない地域についての特例を設定

上記に加え、

- ・ でん粉製造事業者との「でん粉原料用かんしょ売渡し契約」を行っていること。
- ・ 環境規範を遵守すること。

一定の作業規模

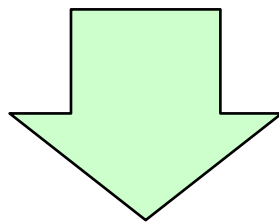
一定の作業規模については、生産費の約6割が労働費であること、労働時間の約4割を収穫作業が占めていることを踏まえ、収穫作業を中心とした機械化一貫体系の確立を図る観点から、収穫作業の規模の要件として設定されています。

具体的な作業規模の水準については、収穫機械の適正作業面積を基礎とし、規模拡大の努力を促し生産体制の核となる担い手を育成・確保する観点から、生産構造の現状を踏まえた水準として、適正作業面積の概ね2分の1に設定されています。

作業規模に算入する面積には、経営面積(収穫作業を自ら行っている面積)のほか、収穫作業の受託面積が含まれます。

かんしょの収穫機械の適正作業面積
(鹿児島県の高性能農業機械導入計画による)

根菜いも類掘取機 (ディガータイプ)	1.3ha	個人
自走式根菜いも類掘取機	7.6ha	組織
自走式ポテトハーベスター	27.4ha	



生産構造の現状を
踏まえた水準に設定

一定の作業規模(収穫作業)の具体的水準

個人	組織
0.5 ha	3.5 ha

作業規模に算入する面積は、経営面積 + 収穫作業の受託面積

基幹作業の種類

基幹作業の種類については、かんしょ生産の省力化や農業機械の共同利用に資する観点から設定されています。

かんしょ生産に係る主な作業と労働時間等

育苗

3.9時間 / 10a
(7%)

(育苗施設)



耕起・整地

4.0時間 / 10a
(7%)



(ロータリー)

畝立て・マルチ

(中耕・除草) 8.3時間 / 10a
(15%)
畝立て・マルチを行うことにより
中耕除草作業の大部分を省略

(マルチャー)



植付け

11.9時間 / 10a
(21%)



(かんしょ挿苗機)

中耕・除草・防除 等

収穫

22.5時間 / 10a
(40%)

(根菜用いも類掘取機)
(ディガータイプ)



(根菜用いも類掘取機)



注)労働時間は、16年産でん粉原料用かんしょ生産費(統計部「農業経営統計調査」)

育苗、耕起・整地、畝立て・マルチ、植付け、収穫のうち、当分の間は
いずれか1作業

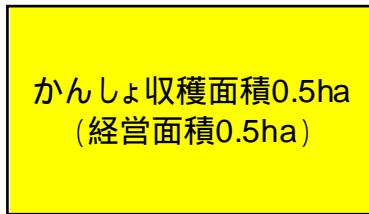
(参考) 対象要件に適合するかどうかの判断事例

< 一定の作業規模を有する者 >

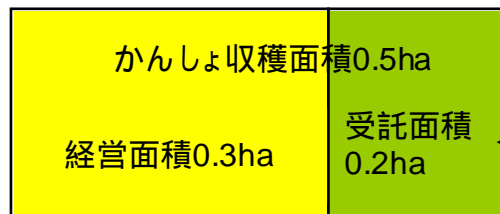
交付金の交付対象

【個人】

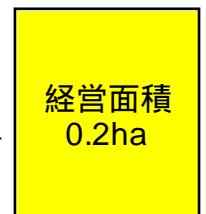
経営面積だけで作業規模要件をクリア



経営面積 + 受託面積で作業規模要件をクリア



〔作業委託者〕

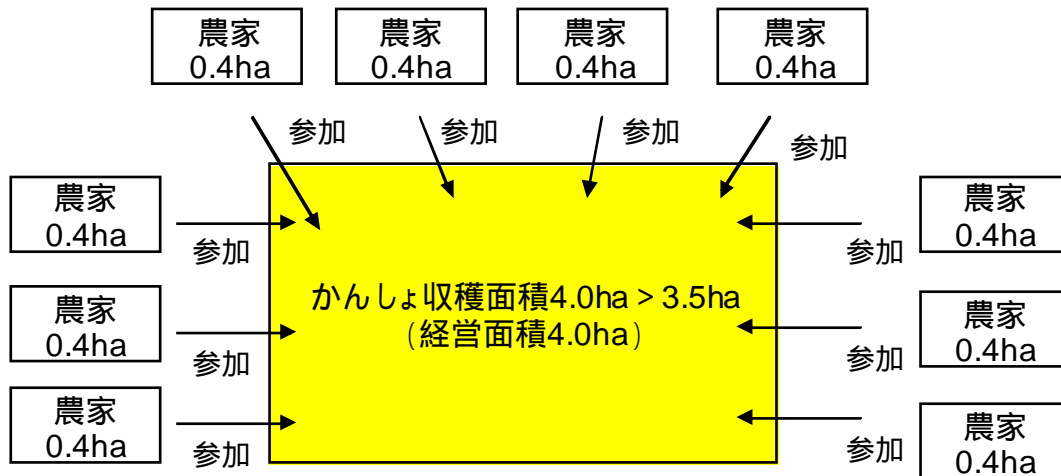


収穫作業委託

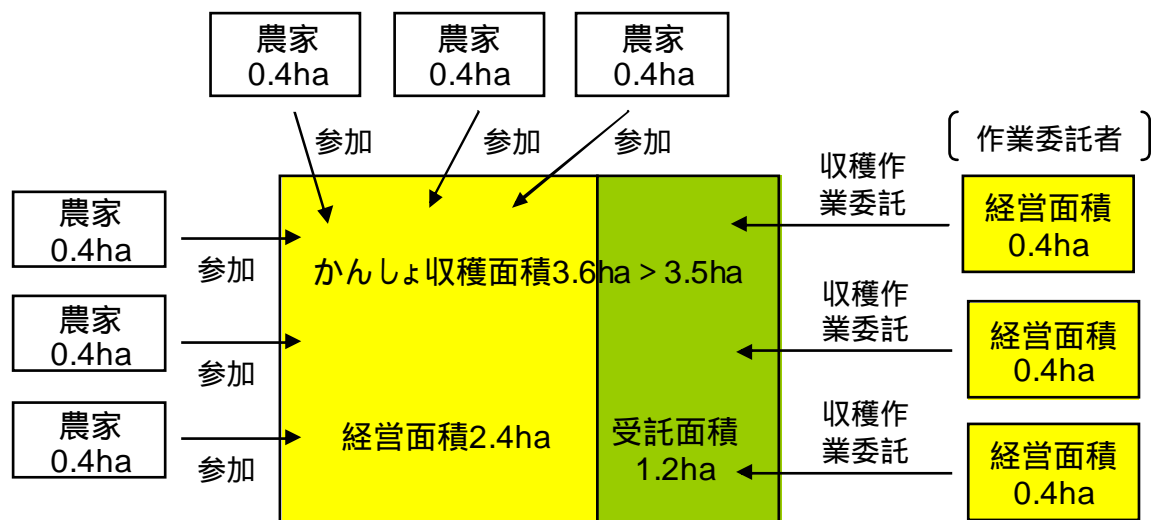
【協業組織】

・特定のオペレーターによる基幹作業を実施
・経営面積あり

経営面積だけで作業規模要件をクリア

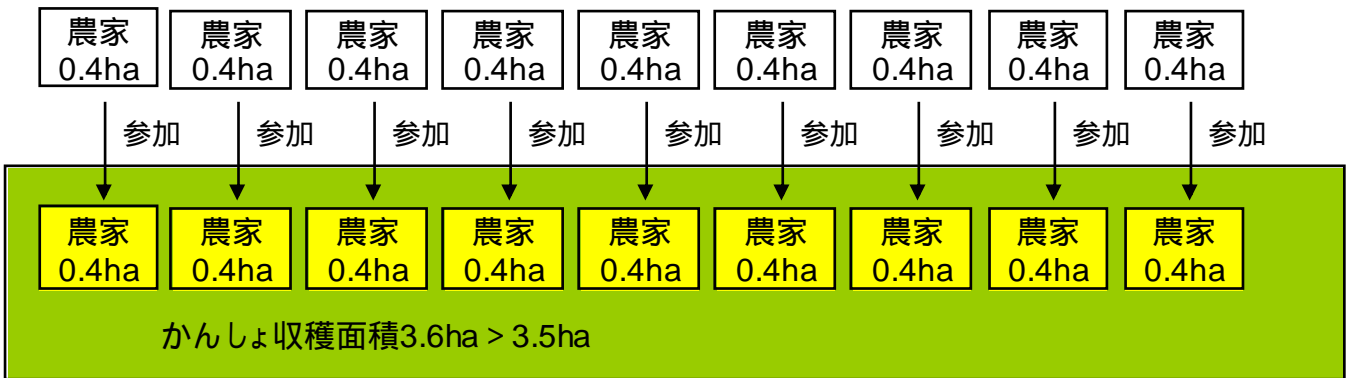


経営面積 + 受託面積で作業規模要件をクリア

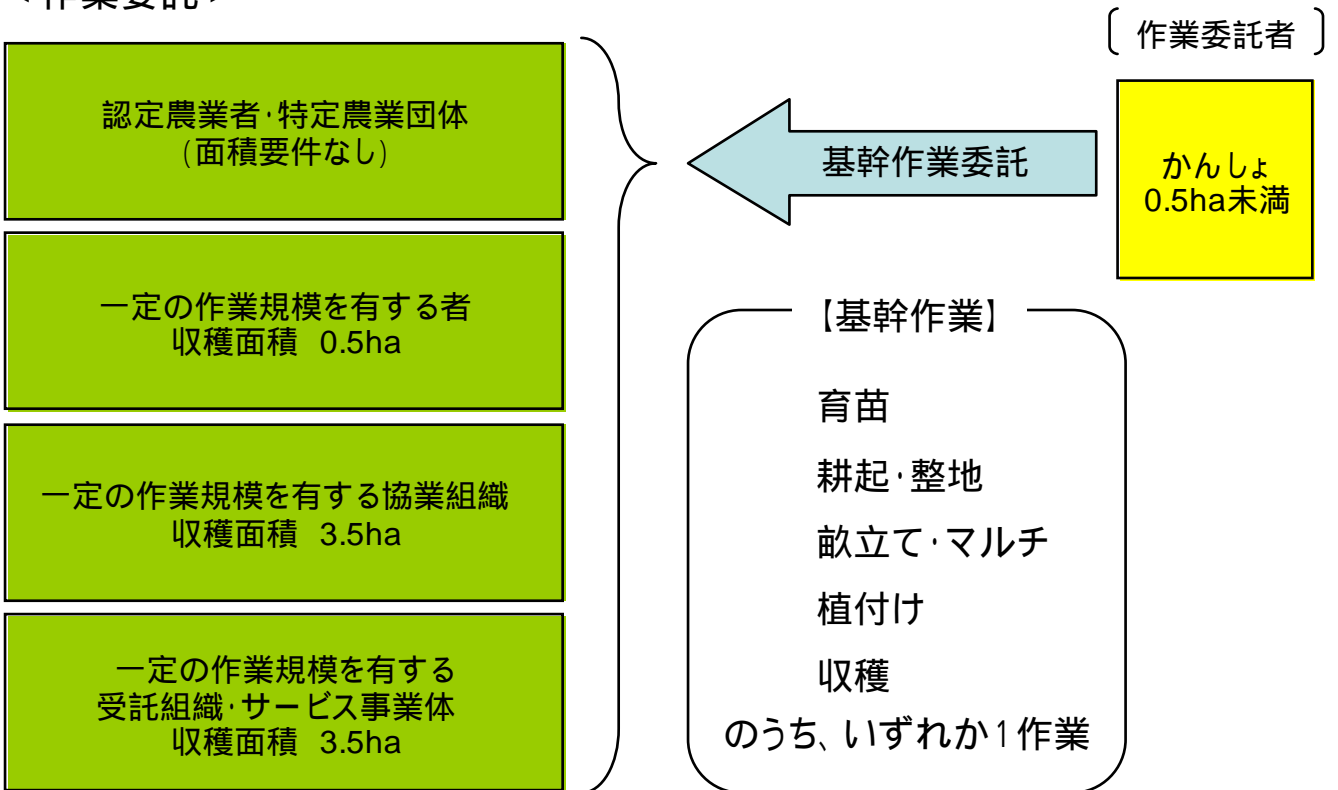


< 一定の作業規模を有する共同利用組織 >

・特定のオペレーターにより基幹作業を実施
・経営面積なし



< 作業委託 >



対象要件の考え方(二分の一(三分の一)要件について)

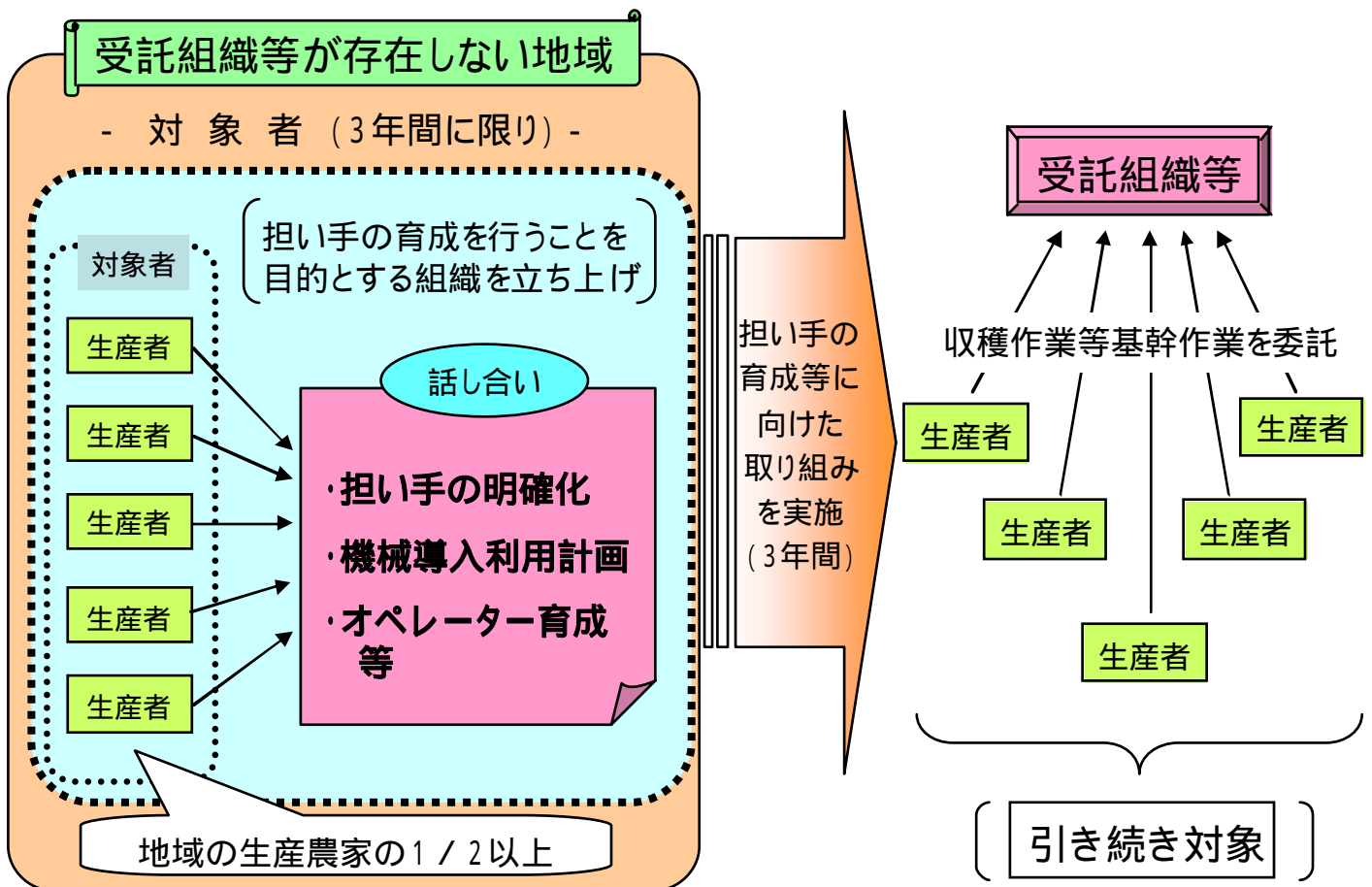
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第93号)第43条第2号の(3)に掲げる共同利用組織の構成員及び(4)に掲げる基幹的な作業のうち農林水産大臣が定めるものを委託している者については、共同利用または委託に供した実面積(実面積が最も大きい基幹作業に係るもの、特例あり)が、当該対象生産者のでん粉原料用かんしょ作付地(収穫されるものに限る)の二分の一(3年間(19年度から21年度)に限り、三分の一)以上であることが条件となります。

対象要件の特例

構造改革を推進するとともに、地域の実情にも配慮して特例を設定できるとされています(県知事の申し出に基づき、国が地域を指定)。

具体的には、受託組織等が存在しない地域として、上記により国が指定する地域においては、3年間に限って、地域のでん粉原料用かんしょ生産農家の1/2以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を対象とすることができることとされています。

この特例地域においては、担い手育成活動計画の作成のほか、19～21年度の間に担い手育成目標を作成し提出することが必要です。



担い手育成組織の規約のイメージ

でん粉原料用かんしょ生産組合同規約

(目的)

第 条 この組合は、組合員による話し合いを基本として、地区内において生産組織等の担い手の育成を行うことにより、安定的なでん粉原料用かんしょ生産体制の確立を図ることを目的とする。

(事業)

第 条 この組合の第 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 担い手育成計画の作成に関する事
- (2) 農作業受委託の促進に関する事 等

対象要件の特例の趣旨を踏まえ、目的、事業等を規定します。また、その他組織の運営体制として、組合員の資格、役員及び役員の選出、総会及び議決方法等を規定します。

経営安定対策の支援水準(交付金単価)

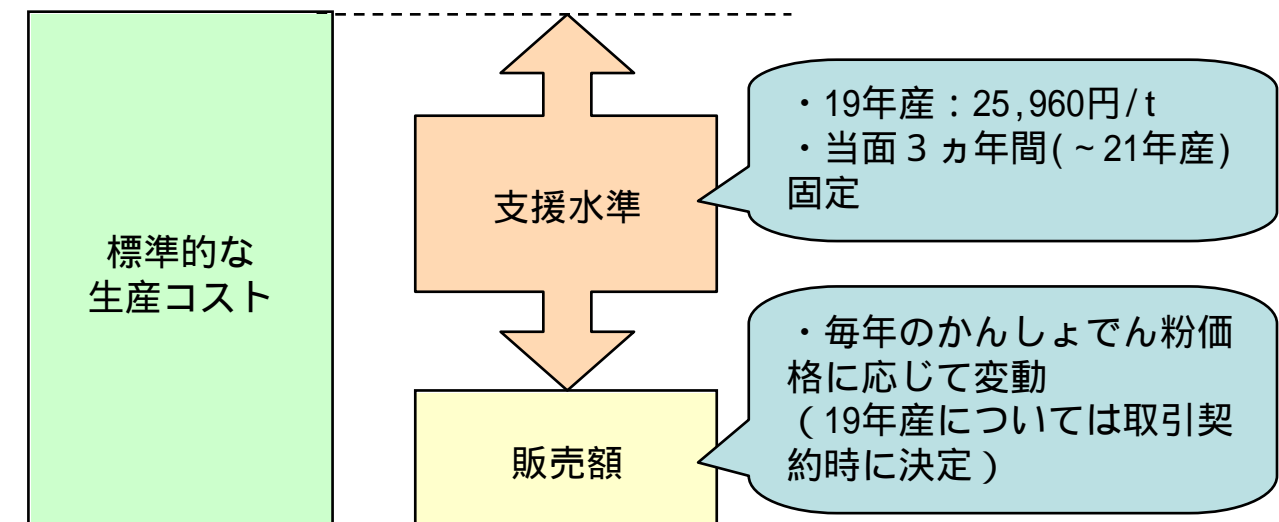
支援水準については、生産コストのうち、生産物の販売額では賄えない部分に着目して決定されます。

具体的には、生産コストは標準的なコスト水準、生産物の販売額は客観的な指標を使用し、透明性のある算定方法として「標準的な生産コスト - 販売額」により算定することとされています。

上記の算定方法により、19年産の支援水準が25,960円/tと決定され、当面3カ年間(～21年産)固定するものとされています。

< 支援水準の算定方法 >

$$\text{支援水準} = \text{標準的な生産コスト} - \text{販売額}$$

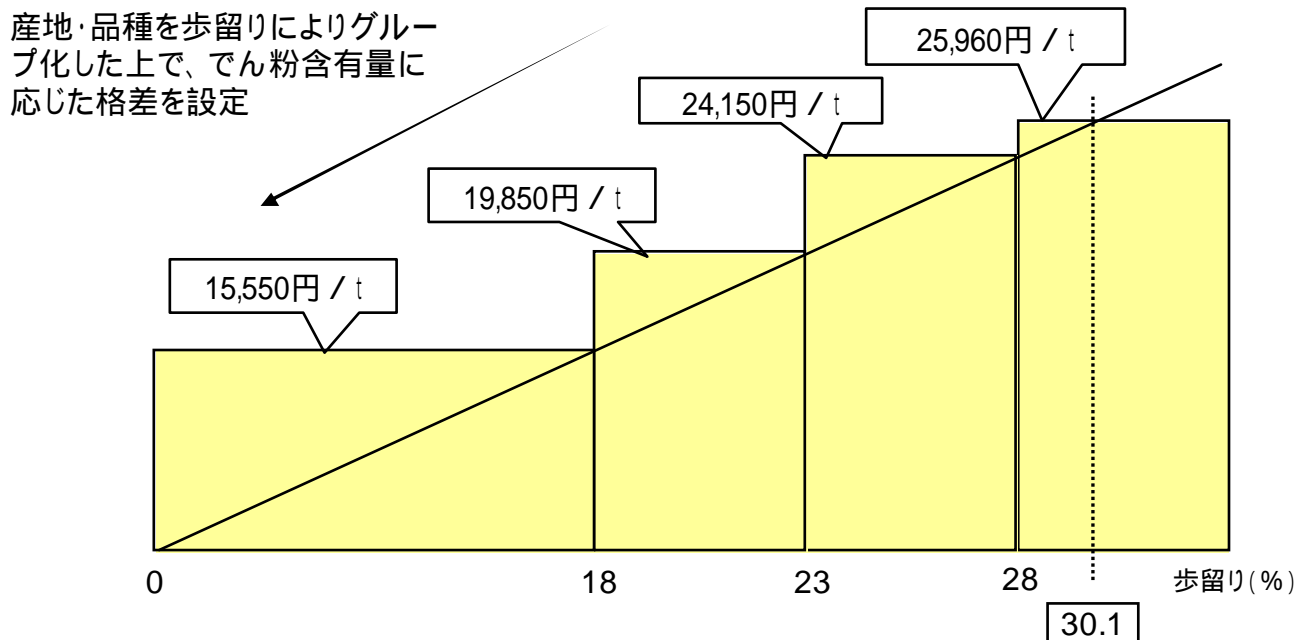


交付金単価における品質格差

でん粉原料用かんしょの交付金に係る品質格差は、でん粉歩留り向上へのインセンティブが働くよう、地域・品種ごとにでん粉歩留りに着目して設定されています。

その際、品種ごとのでん粉歩留りが年次間で変動することに対応するため、品種を歩留り5%ごとのグループに分け、生産の大宗を占める南九州のでん粉専用品種が属するグループの平均歩留り30.1%を基準に各グループの歩留りに応じて格差が設定されています。

新制度における品質格差のイメージ



具体的なグループ別の品種及び格差

	グループ	グループ	グループ	グループ
歩留り	18%未満	18～23%	23～28%	28%以上
歩留り格差	12.1%	7.1%	2.1%	-
品質格差	10,410円/ト	6,110円/ト	1,810円/ト	-
産地・品種	【茨城・千葉】 その他品種	【茨城・千葉】 サツマアカ、シロユタカ、 タムユタカ、農林1号、農 林2号、ミナミユタカ	【鹿児島・宮崎】 その他品種 【茨城・千葉】 アリアケイモ、コガネセ ンガン、コナホマレ、サツ マスターチ、シロサツマ、 ダイチノユメ、ハイスター チ	【鹿児島・宮崎】 アリアケイモ、コガネセ ンガン、コナホマレ、サツ マアカ、サツマスターチ、 シロサツマ、シロユタカ、 ダイチノユメ、ハイスター チ、ミナミユタカ

交付金の交付手続き

まず、春～夏の間(19年産については、19年5月～7月の予定)、農畜産業振興機構に対して対象要件審査申請を行い、かんしょの売渡し後に行う交付金交付申請に必要な「対象生産者コード」の通知を受けておきます。

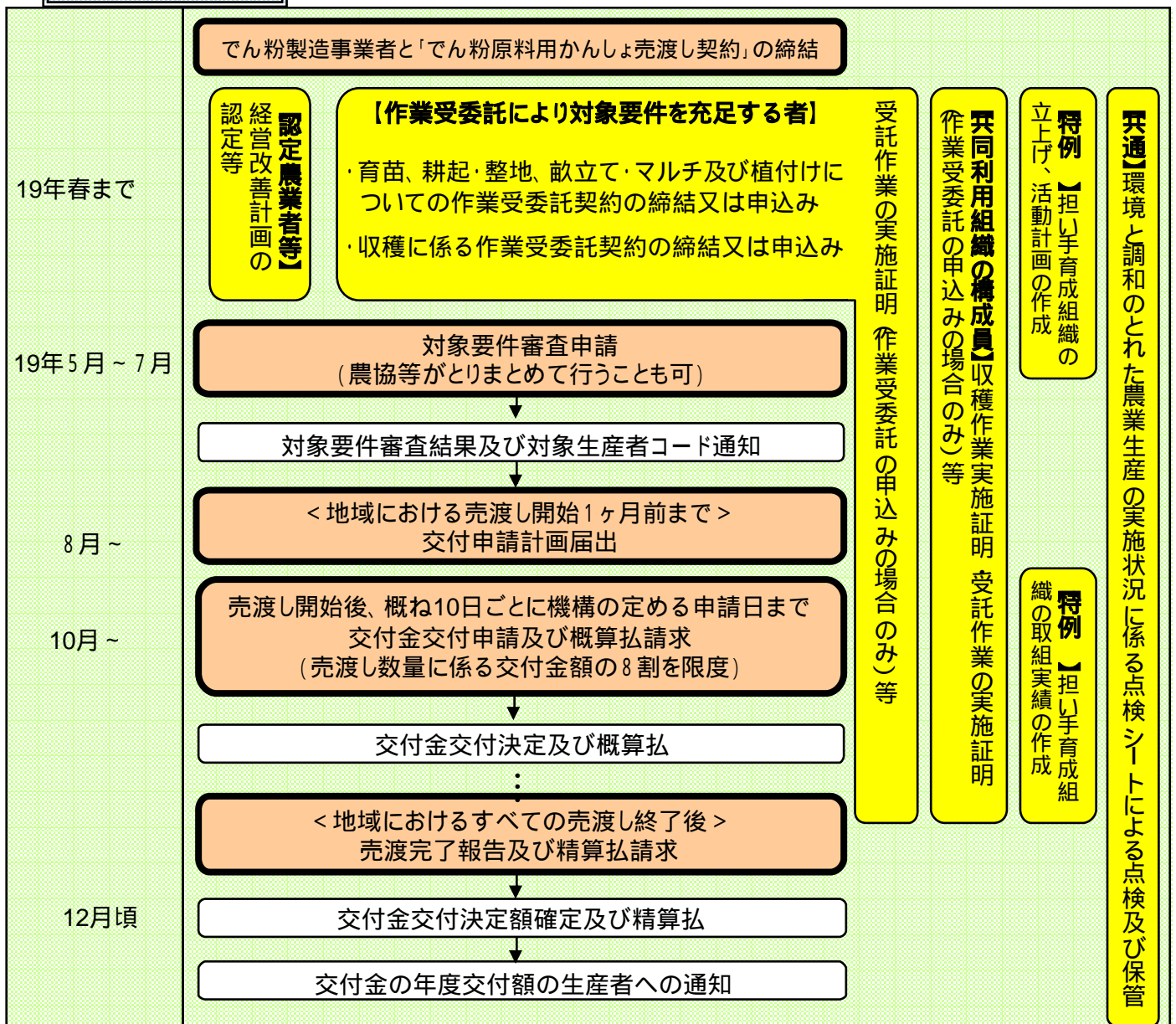
なお、生産者からの委任により、農協等が代理人となって審査申請のとりまとめを行うとともに、交付金の交付申請・受領を行うことができます。

代理申請を行う農協等は、地域におけるかんしょのでん粉工場への売渡し開始1ヶ月前までに交付申請計画を農畜産業振興機構に届け出ます。

また、かんしょのでん粉工場への売渡し後3ヶ月以内に交付金の交付申請を行います。ただし、収穫期間中に交付金の交付を受けようとする場合は、概ね10日ごとに、その間の売渡し実績に基づき交付金交付申請及び概算払請求を行うとともに、地域におけるすべての売渡し終了後、売渡し完了報告及び精算払請求を行います。

このほか、対象要件の充足を証明する書類(受託作業の実施証明書等)の提出又は保管(機構から要請があるときは提出)等が必要となります。

主なスケジュール



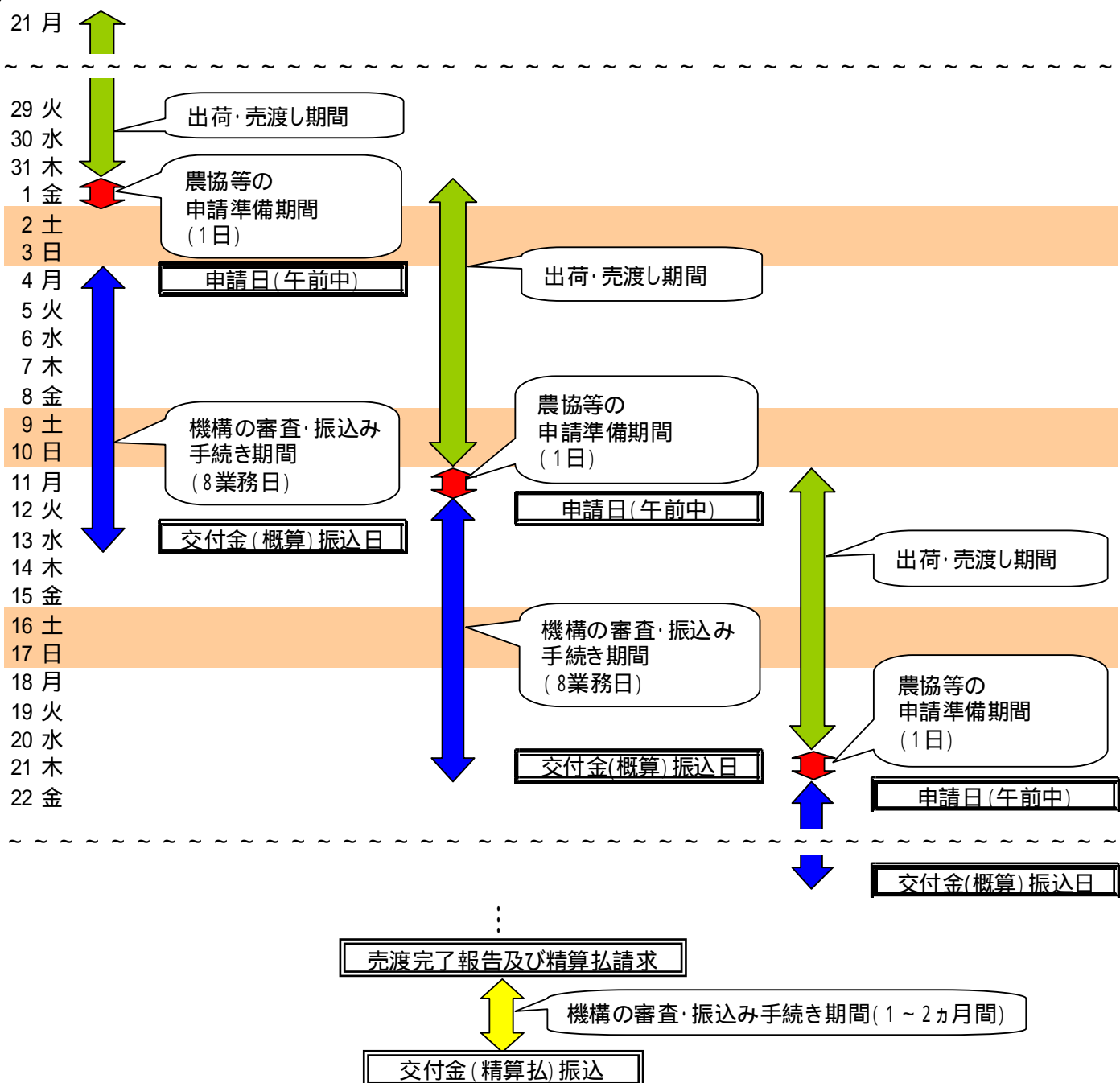
受託組織等が存在しない地域における担い手育成組織

農協等による概算払・精算払の代理申請のモデルケース

交付金の交付については、農協等による代理申請・代理受領など最大限の協力が得られることを前提として農協等において、概ね10日ごとにその間の売渡し数量を取りまとめて紙媒体及び電子データにより交付申請し、申請日から8業務日*で農畜産業振興機構が当該申請に係る交付金額の8割相当分を概算払することとしています。

また、地域におけるすべての売渡し終了後、売渡完了報告及び精算払請求を行い、2ヵ月(精算払請求の際に、対象要件の充足を証明する書類が提出された場合には1ヶ月)を経て交付金額の残りの部分(2割)を精算払することとしています。

* 8業務日のうち6業務日までに業務の重複がある場合には、その重複日数だけ業務日を延長する。



対象要件審査申請書類(その1)

(審査申請書)

- 氏名、住所、交付金振込口座情報
- 対象生産者・組織の対象要件の区分
- かんしょ収穫予定面積(でん粉原料用以外も含む)

(誓約事項の署名又は記名・捺印)

(交付金交付申請等に係る委任事項の署名又は記名・捺印(権限を委任する場合のみ必要))

(添付書類)

共通

- 対象国内産いもでん粉製造事業者との売渡し契約書の写し
(関係事業者が複数ある場合は、すべての事業者との契約書の写しを添付)

認定農業者、特定農業法人・特定農業団体、特定農業団体と同様の要件を満たす組織(B-1)

認定農業者

- 農業経営改善計画認定書の写し(市町村長の証明書で代用可)

特定農業法人・特定農業団体

- 特定農用地利用規程認定書の写し(市町村長の証明書で代用可)
- 特定農用地利用規程の写し
- 構成員の一覧表(特定農業団体の場合のみ必要)

特定農業団体と同様の要件を満たす組織

- 農用地利用集積目標計画書
- 農用地を集積する地域の範囲を明記した地図
- 農業生産法人化計画書
- 定款又は規約の写し
- 構成員の一覧表
- 経理の一元化を証する書類(組織名の通帳の写し等)
- 農用地利用集積目標及び農業生産法人化計画の達成に向けた取組状況報告書

収穫面積の要件を満たす生産者(法人を含む)、協業組織(B-2)

収穫面積の合計が0.5ha以上である生産者(法人を含む)

- 収穫に係る作業受委託契約書の写し又は収穫に係る基幹作業実施申込書の写し
(作付地のうち自らが収穫を行う部分の合計が0.5ha未満の場合のみ必要)

収穫面積の合計が3.5ha以上である協業組織

- 規約の写し
- 構成員の一覧表
- 栽培に関する基幹的な作業に係る管理者を定める書類(上記規約で判る場合は不要)
- 収穫に係る作業受委託契約書の写し又は収穫に係る基幹作業実施申込書の写し
(作付地のうち自らが収穫を行う部分の合計が3.5ha未満の場合のみ必要)

対象要件審査申請書類(その2)

収穫作業面積の合計が3.5ha以上である共同利用組織の構成員(B - 3)

- ・ 共同利用組織の収穫作業予定面積証明書
- ・ 共同利用組織の収穫作業以外の基幹作業実施証明書
- ・ 規約の写し
- ・ 構成員の一覧表
- ・ 栽培に関する基幹的な作業に係る管理者を定める書類(上記規約で判る場合は不要)
- ・ 収穫に係る作業受委託契約書の写し又は収穫に係る基幹作業実施申込書の写し
(構成員の作付地のうち共同利用組織が共同して収穫を行う部分の合計が4.5ha未満の場合のみ必要)

かんしょの栽培に関する基幹的な作業を委託している者(B - 4)

認定農業者に委託

特定農業法人・特定農業団体に委託

特定農業団体と同様の要件を満たす組織に委託

収穫面積の合計が0.5ha以上である生産者(法人を含む)に委託

収穫面積の合計が3.5ha以上である協業組織に委託

- ・ 作業受委託契約書の写し又は基幹作業実施申込書の写し
(収穫作業以外の基幹作業の場合は、受託作業の実施証明書を含む)

収穫作業面積の合計が3.5ha以上である受託組織、サービス事業体に委託

- ・ 作業受委託契約書の写し又は基幹作業実施申込書の写し
(収穫作業以外の基幹作業の場合は、受託作業の実施証明書を含む)
- ・ 受託者の収穫作業予定面積証明書
- ・ 受託者の栽培に関する基幹的な作業に係る管理者を定める書類
(組織の規約で判る場合代用可)

受託組織等が存在しない地域における担い手育成組織の構成員でB - 1 ~ B - 4にあてはまらない者(B - 5)

- ・ 規約の写し
- ・ 構成員の一覧表
- ・ 担い手育成活動計画(このほか、19~21年度の間、担い手育成目標を作成し提出)
- ・ 当該組織に地域のでん粉原料用かんしょ生産者の1/2以上が参加していることの証明書

なお、この申請は生産者個人ごとに行いますが、農協等で取りまとめて行う場合、重複する添付資料の省略等が可能となります。

交付金の交付申請書類

交付金交付申請に必要な書類(農協等による概算払・精算払の代理申請の場合)

概算払時

(交付申請書・概算払請求書)

代理人コード、代理人の名称、代表者名、住所

売渡事業者名(工場名)

売渡し期間

申請者数、売渡し件数、売渡し数量、交付申請合計額、概算払請求合計額

(申請内容の詳細表) (電子媒体による提出)

(添付資料)

でん粉原料用いも売渡証明書

工場売渡一覧表(電子媒体による提出)

精算払時

(売渡完了報告書・精算払請求書)

代理人コード、代理人の名称、代表者名、住所

売渡事業者名(工場名)

通知番号

申請者数、売渡し件数、売渡し数量、交付決定合計額、概算払受領合計額、
精算払請求合計額

(申請内容の詳細表) (電子媒体による提出)

(申請者ごとの申請内容取りまとめ表) (電子媒体による提出)

(添付資料)

収穫に係る受託作業の実施証明書(対象要件審査時に、基幹作業実施申込書を添付した者のみ必要)

収穫作業実施証明書(B - 3及び委託先が受託組織・サービス事業者のB - 4の者のみ必要)

担い手育成活動計画取組実績(B - 5の者のみ必要)

(対象生産者・組織等が申請書類に加えて保管すべき書類)

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

でん粉工場との売渡し契約の締結(対象要件)

近年、いも焼酎需要の増加等から焼酎用などの加工用かんしょの需要が増加したため、でん粉原料用かんしょの集荷が不安定となっており、でん粉工場の操業率低下の原因となっています。

このため、新たな経営安定対策では、でん粉原料用かんしょ生産者が交付金の交付を受けるために、生産者とでん粉工場との間で、でん粉原料用かんしょ作付前にあらかじめ「でん粉原料用かんしょ売渡し契約」を締結することが要件となっています。

でん粉原料用かんしょ売渡し契約書(例)

甲が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項に基づく「でん粉原料用いも交付金」の交付対象の要件を満たすことを前提に、甲と乙は以下の契約を締結する。

1. でん粉原料用かんしょほ場・品種別出荷予定数量

地名・地番 (地番が不明である場合は識別できる番号)	品種名	作付予定面積(a)	売渡し予定数量(kg)

2. 売渡し規格

(例)かんしょ1個当たり グラム以上
くずかんしょについては、……

3. 売渡期間

(例)9月1日から11月30日までの期間のうち工場指定日

4. 売渡場所

(例)ほ場又はほ場に近接した売渡場所

5. 売渡方法

(例)直接搬入、出荷業者()経由等

6. 品種別かんしょ価格

でん粉原料用かんしょ価格は、国内産かんしょでん粉の販売価格(販売経費控除後)にでん粉原料用かんしょの生産費の額と国内産かんしょでん粉の製造費用の額の割合を勘案して定めた分配比率(%)を乗じた上で、品種ごとのでん粉含有量に応じた標準的な歩留り(%)を乗じてかんしょの単位重量当たりの額に換算することによって計算し、品種ごとに次の表のとおりとする。

品種名	1トン又は1俵(37.5kg)当たり価格
(例)	円
(注)でん粉原料用かんしょの価格が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第2号に基づく同法施行規則第50条に定める基準に従って設定されている旨が明らかとなるよう、必ず、原料かんしょ価格とでん粉原料用いも交付金のそれぞれの額を別に掲げる書き方とすること。	

7. かんしょ代金支払時期及び支払方法

(例)乙は、甲から売り渡されたかんしょについて、日分の代金をまとめ、最終原料売渡日から日後に以下の口座に振込むこととする。

金融機関名	支店・支所名	金融機関コード
種目	当座・普通	口座番号
		口座名義

口座名義にはフリガナをつけること。

平成 年 月 日

(甲)【生産者】

(氏名・住所)

印

(乙)【対象国内産いもでん粉製造事業者】(会社名・代表者名・住所)

印

でん粉工場の再編対策

国内産いもでん粉工場にあっては、平成6年10月のウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、平成7年度から12年度の6年間で再編を実施しました。

しかしながら、かんしょでん粉工場にあっては、当時の再編が十分ではなかったことに加え、近年の焼酎用需要の大幅な増加等により、原料用いもの集荷数量が著しく減少し、操業度が大幅に低下しており、このままではかんしょでん粉工場の経営が危ぶまれる状況となっています。

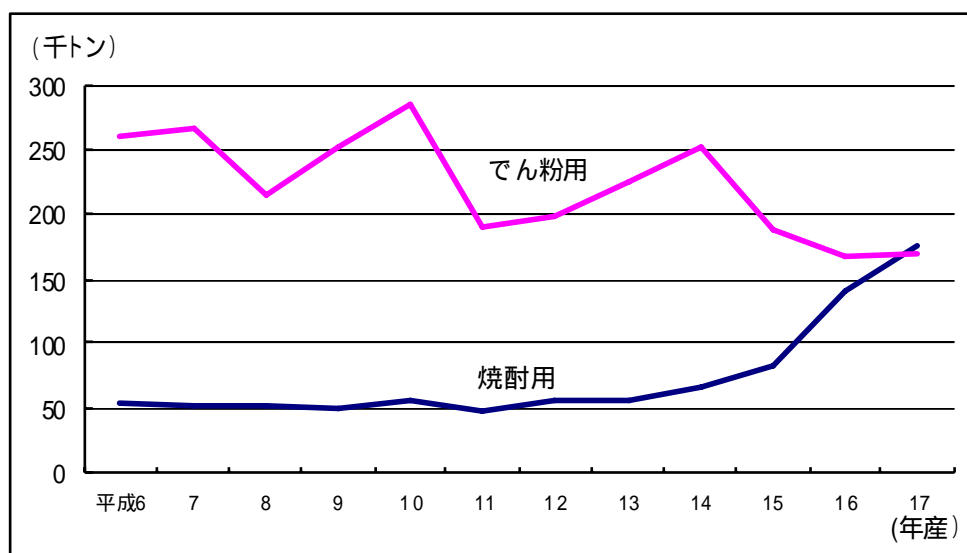
このため、いもでん粉工場については、原料に見合った生産体制にするため、平成18年度から20年度までの間に、いもでん粉工場再編整備事業を実施し、工場の再編を支援することとしています。

かんしょでん粉工場の操業率の状況

	6年度末	12年度末	16年度末
工場数	71	40	33
操業率(%)	54	67	56

特産振興課調べ

かんしょの用途別消費量(でん粉原料用、焼酎用)の推移



資料: 都道府県報告による特産振興課調べ

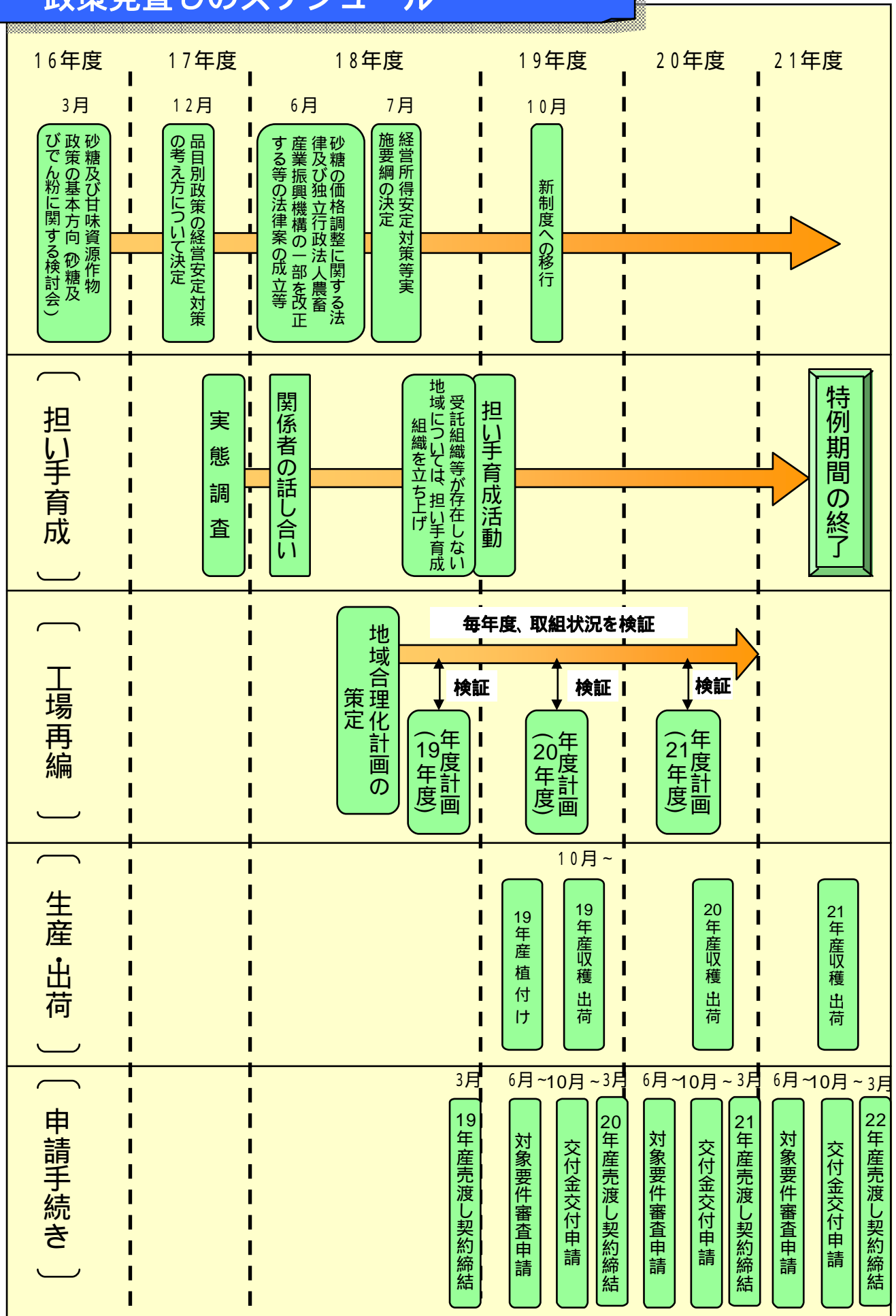
いもでん粉工場再編整備事業

平成16年度末で56%に低下しているかんしょでん粉工場の操業率を100%に向上させることを目標に、現在のかんしょでん粉工場数を半分程度に再編・統合。

再編工場に係る製造・排水施設の撤去及び埋め戻し、設備の処分に要する経費の1/3を助成(別途県の助成措置あり)。

事業期間:平成18年度～20年度 予算額:736百万円

政策見直しのスケジュール



認定農業者になるには

認定農業者制度は、経営改善に取り組む意欲のある農業者が、「農業経営のスペシャリスト」を目指すための“**農業経営改善計画**”を作成し、**市町村が認定**するものです。

性別、専業・兼業の別等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

集落営農についても、法人化すれば認定農業者になることができます。

今すぐお住まいの市町村、都道府県の
担い手協議会等にご相談下さい



経営改善を図ろうとする方

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！



農業経営改善計画の作成

次の事項について、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

- 経営規模の拡大 (もっと経営規模を大きくしたい)
- 生産方式の合理化 (農業生産のムダを省きたい)
- 経営管理の合理化 (コスト管理をしっかりしたい)
- 農業従事の態様の改善 (労働時間を少なくしたい)

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
(生産調整に取り組むことが必要です。)

達成できる計画か

市町村へ申請

認定

認定農業者

これまでの支援に加え、19年度からは、新たな支援ツールが続々と登場！経営改善の可能性が大きく広がります！！
(P.25)

農林のぼるさんの農業経営改善計画

目 標

		現 状	5年後
所 得		400万円	550万円
労働時間		2,200時間	1,800時間
経営規模の拡大			
作目別	水稻	2 ha	5 ha
	大豆	2 ha	3 ha
	ダイコン	0.5 ha	0.8 ha
	飼料作物	0.5 ha	1.2 ha
	繁殖牛	2頭	6頭
経営耕地	所有地(田)	3 ha	4 ha
	借入地(田)	2 ha	6 ha
作業受託		2 ha	3 ha
生産方式の合理化			
機械・施設		トラクター 30 ps 1台	50 ps 1台
		牛舎 10 m ² 1棟	60 m ² 1棟
経営管理の合理化			
		簿記記帳していない	複式簿記の実施
農業従事の態様の改善			
		特に決まった休みを設けていない	休日制の導入



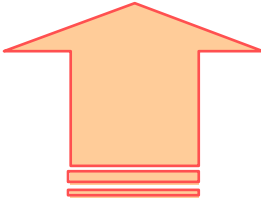
目標達成のための手段

経営規模の拡大
条件の良い農地を農業委員会から斡旋してもらう。

生産方式の合理化
側条施肥にするとともに、緩効性肥料の使用により追肥を1回減らす。

経営管理の合理化
担い手協議会主催の農業簿記講習会に出席し、複式簿記と簡易経営分析を習得する。

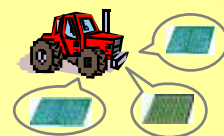
農業従事の態様の改善
家族経営協定の締結により、休日を明確にする。



認 定

(参考) 特定農業団体と同様の要件を満たす組織とは

農用地の利用集積目標を定めます



地域の農用地の **2 / 3 以上** を集積（農作業を受託）する **目標（5年後）** を定めます。

〔 **地域の生産調整面積の過半** を受託する組織が、19年から数年のうち目標を定める場合は、**1 / 2 以上** で足りる。 〕

「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲（集落など）で捉えることが原則ですが、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができます。

規約を作成します



代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

経理の一元化を行います

集落営農組織の口座



集落営農組織の口座 を設けて、農産物の **販売名義** を集落営農組織とし、**販売収入** をその口座に入金します。

主たる従事者の所得目標を定めます



組織の主たる従事者について、農業所得の **目標（市町村基本構想の水準以上）** を定めます。

主たる従事者は、**候補者（名前が特定できなければ人数）** で足りる。農業所得の水準については、組織が将来的に目指す **経営規模等** で **総合的に判断** することが可能です。

農業生産法人化計画を作成します



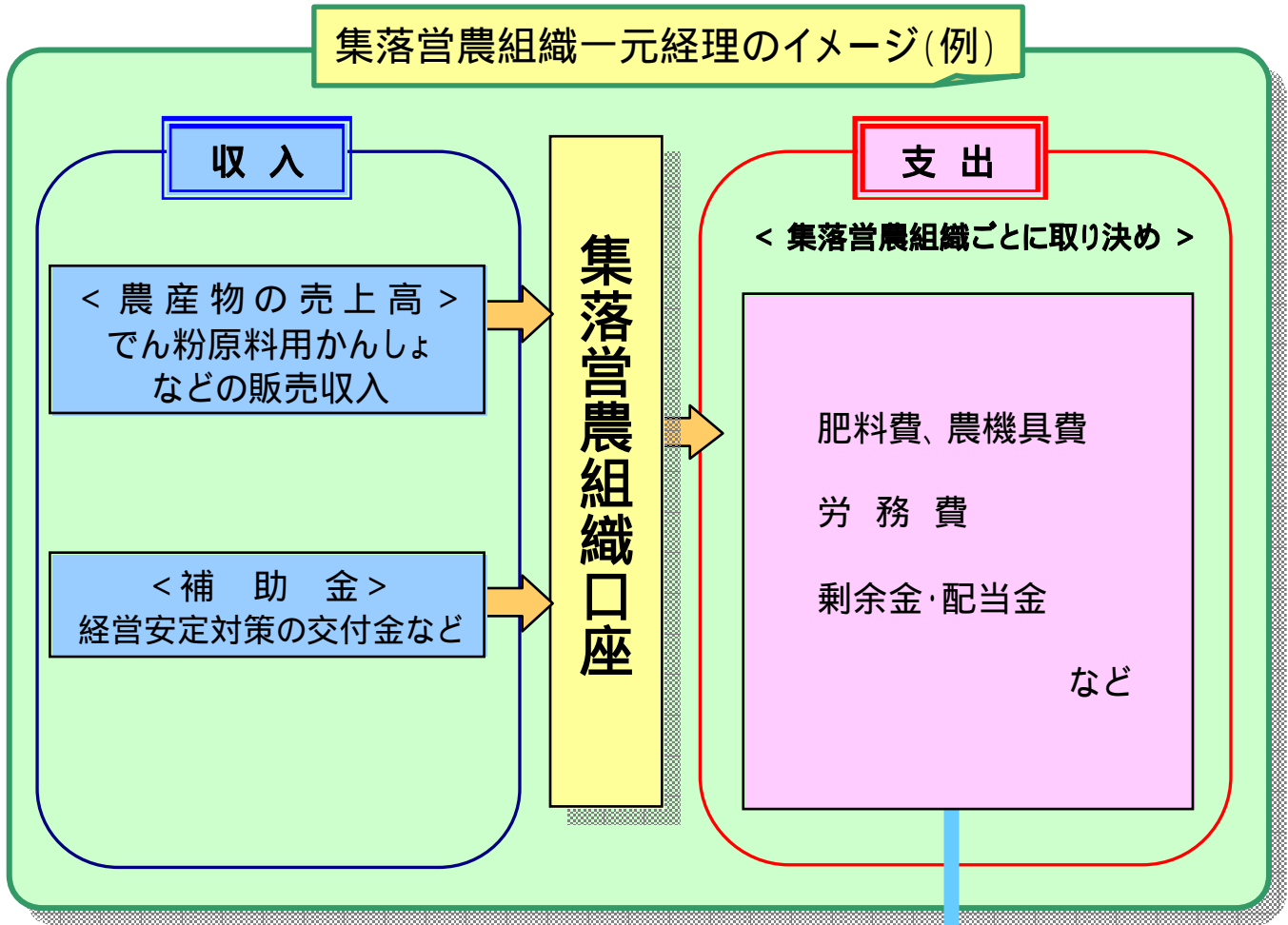
農業生産法人となる **計画（5年以内）** を作成します。

経理の一元化は、**集落営農組織(代表者)名義の口座**を設け、**農産物の販売名義を集落営農組織とし、農産物の販売収入をその口座に入金する**、の3点がポイントです。

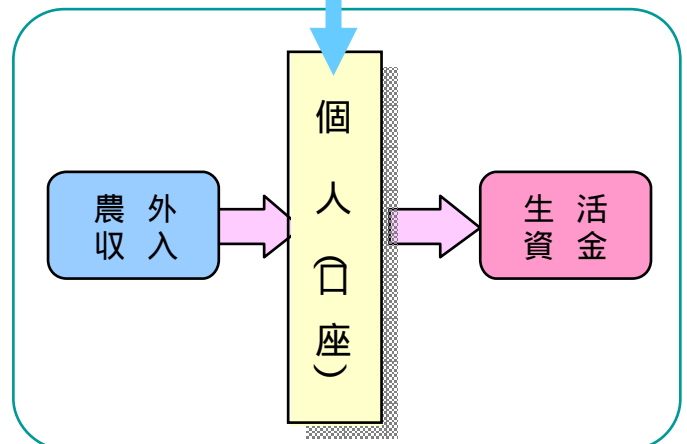
支出面については、特段の条件はありません(構成員への配分等は集落営農組織で決められます)が、共同で営農を行う実態が存在せず、形式的に組織名義の口座のみ設けて、収入を個人に100%分配するようなものは、当然認められません。

この集落営農組織(代表者)名義の口座は、経営安定対策の交付金の振り込み先にもなります。

集落営農組織一元経理のイメージ(例)



個人の口座とは区分され、生活資金まで一緒にする必要はありません。



新たな発想に立った担い手支援策の充実

19年度から

詳しくは、P.26・27を参照！

19年度から、認定農業者や集落営農組織に対する新しい支援措置が大幅にパワーアップしました。
このため、担い手となるメリットが格段に大きくなりました！

<http://www.maff.go.jp/soshi/ki/kambou/kessan/h19/kettei/3-1.pdf>

これまで

金融

スーパーL資金(金利:1.3~1.9%)
近代化資金(金利:スーパーL資金並み)

平成19年3月19日現在

税制

農業機械等の割増償却

施設整備等の支援

リースによる機械・施設の導入支援

共同による生産・加工施設等の整備支援

農地の利用集積のための支援

担い手への農地の利用集積支援

農地の利用調整支援

基盤整備に対する支援

担い手の育成のための基盤整備

経営相談や研修などの支援

各関係機関がそれぞれ支援

無利子で資金が借りられます！

無担保・無保証によるクイック融資

小口の資金は無担保・無保証人、最短1週間で借りられます！

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

融資で機械・施設等を導入する場合、個別経営体でも自己負担部分の助成が受けられます！

担い手農地集積高度化促進事業

集落ぐるみで面的にまとまった農地を利用集積する場合、集積に必要な経費が支給されます！

土地改良負担金総合償還対策事業
(品目横断的経営安定対策等支援)

基盤整備に係る土地改良負担金の利息の一部が軽減されます！

担い手アクションサポート事業

経営相談、法人化支援、技術指導など、あらゆる担い手向けの支援を一元的に受け取ることができます！

このほかにも、様々な支援措置を用意しています。

担い手育成・確保支援対策(平成19年度予算)

メリットの例

総額176億円(新規)

無利子で資金が借りられます。

<http://www.maff.go.jp/soshi/ki/kambou/kessan/h19/keitai/3-1.pdf> (別紙4)

<対象:認定農業者>

スーパーL資金、近代化資金の無利子化措置(9億円)

2,000万円を15年で償還する場合、通常のスーパーL資金と比べて、
年間20万円の利子負担が軽減! (15年間の平均)
500万円超の資金が対象

小口の資金は無担保・無保証人、
最短1週間で借りられます。

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/42.pdf

<対象:認定農業者・集落営農組織>
(経営実績が一定格付以上の者)

無担保・無保証によるクイック融資(1億円)

審査期間が大幅に短縮!
(最長1ヶ月半程度 最短1週間程度)
500万円までの資金が対象

融資で機械施設等を導入する場合、
個別経営体でも自己負担部分の助成
が受けられます。

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/04.pdf

<対象:認定農業者・集落営農組織>

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(35億円)

(機械等の取得価格)3,500万円
(資金調達の内訳) スーパーL資金 2,300万円:融資
預金取り崩し 1,200万円:自己負担

上記の場合、
自己負担1,200万円が最大で150万円に軽減!
融資率と目標に応じて、最大で取得価格の3/10まで助成
原則として融資対象物件以外の担保は不要

集落ぐるみで面的にまとまった農地
を利用集積する場合、集積に必要な
経費が支給されます。

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/54.pdf

<対象:農用地利用改善団体等
認定農業者・集落営農組織>

担い手農地集積高度化促進事業(25億円)

認定農業者に対して農地を10ha集積した場合、
地区に対し、面的集積促進費が**最大600万円交付!**
この促進費を活用して、担い手へ支援
(例)・簡易な基盤整備(畦畔除去、伐根等)
・農業機械等の導入 等

経営相談、法人化支援、技術指導など、
あらゆる担い手向けの支援を一元的に
受けることができます。

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/06.pdf

<対象:認定農業者・集落営農組織等>

担い手アクションサポート事業(3.5億円)

担い手協議会

税理士
中小企業診断士
普及員 など

ワンストップで支援!

〔経営相談、法人化支援
技術指導等〕

担い手



この他にも以下のような担い手向け支援が用意されています。

(平成19年度予算)

農業者年金の保険料の負担が軽減されます。(農業者年金)

<http://www.nounen.go.jp/kohoshi/tokuchou.html>

19億円

認定農業者など一定の要件を満たす担い手の方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)が受けられます。また、支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

例えば、20年間の保険料補助を受けた場合、通算すると、最大で216万円の保険料負担が軽減されます。また、最大で年額80万4千円が税額控除の対象となります。

農業機械のリース料支払経費を軽減できます。(担い手経営展開支援リース事業)

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/10.pdf

4億円

農業経営改善計画に即して経営改善を行う認定農業者等が、リース方式により農業機械・施設を導入する際に、国がそのリース料の一部を助成します。

例えば、総額200万円のリース料の乗用田植機(6条植)を5年間リースで利用する場合、リース料負担のうち約20万円が軽減されます。(認定農業者等支援型)

規模拡大することで、コスト低減が可能となります。(担い手支援農地保有合理化事業)

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/05keiei/49.pdf

97億円

農地合理化法人の仲介機能を最大限に活用し、担い手への農地の利用集積を効果的に進めます。

例えば、1~2haの経営規模を4~5haに拡大した場合、1ha当たり約36万円(年間)のコスト低減が図られます。(米の生産費調査で比較)

基盤整備に係る土地改良負担金の利息の一部が軽減されます。

(土地改良負担金総合償還対策事業(品目横断的経営安定対策等支援))

品目横断的経営安定対策加入者等担い手への農用地の利用集積を要件に、基盤整備実施地区の負担金の一部(5/6)を無利子融資し、負担の軽減を図ります。

基盤整備とあわせて地域の合意形成に必要な活動等を支援します。

(経営体育成基盤整備事業)

http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/06nouseon/03.pdf

746億円

農業生産法人の設立の契機となる基盤整備や地域の合意形成に必要な活動を緊急的に支援します。

(農業生産法人等育成緊急整備事業)

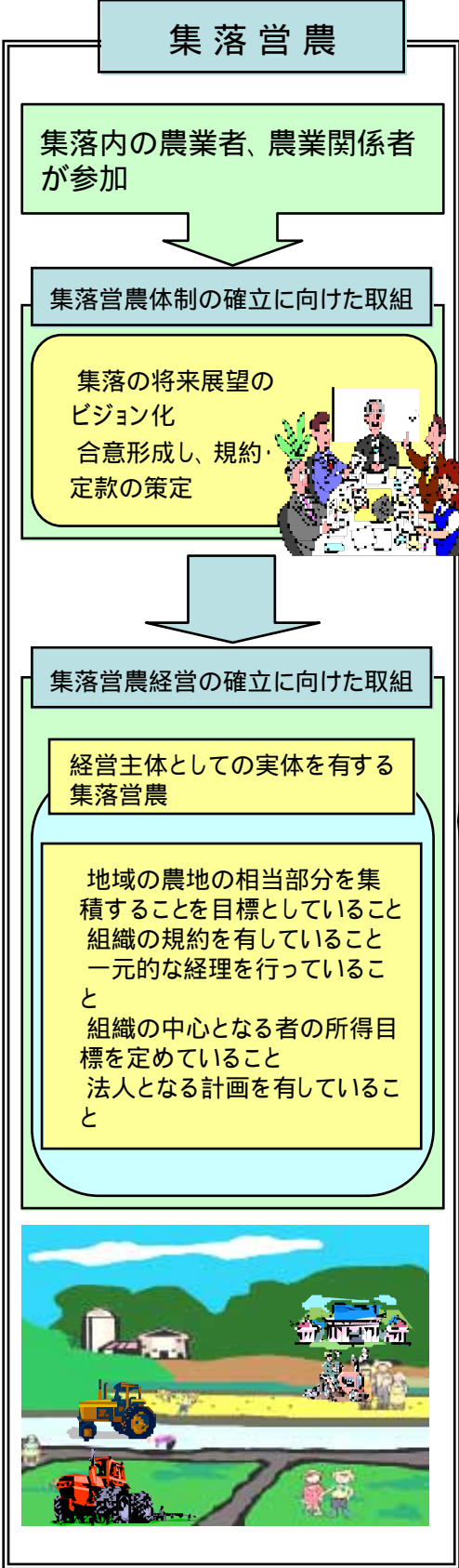
http://www.maff.go.jp/www/hojo_jigyo/h19/06nouseon/07.pdf

10億円

品目横断的経営安定対策の対象経営を育成する地区を対象に、基盤整備とあわせて 土地利用調整支援 集積向上率に応じた促進費支援 湧水・不陸等への対応支援等を行います。

例えば、基盤整備を実施した場合には、
・担い手の稲作労働時間は、約6割短縮 (事業前:51時間/10a 事業後:21時間/10a)
・担い手の米生産コストは、約3割低減 (事業前:156千円/10a 事業後:103千円/10a)
ほ場整備事業実施地区の実績

集落営農の育成・確保支援対策(平成19年度予算)



課題例	支援内容	支援内容
集落営農の確立	行政団体の支援体制の一本化、ワンストップ窓口の設置と担い手アクションサポートチームの設置	担い手アクション サポート事業
集落営農の組織化を支援	地域の担い手の明確のための活動を支援	
集落内の人材育成	集落営農の基礎的知識を習得するための講習会や集落営農会計の実務研修	担い手農地集積 高度化促進事業 担い手支援農地 保有合理化事業
法人化に向けての活動を支援	労務管理の充実・法人資産の形成	
農地の面的な集積	農用地利用改善団体等の利用調整活動による面的集積実績に対し促進費を交付 農作業受託料一括前払い等必要な資金に対し面的集積を要件として無利子貸付	集落農地利用調整(強い農業づくり交付金のメニュー)
農地の利用調整	農業委員会による集落内農地の利用調整活動支援	集落営農育成・確保緊急整備支援(強い農業づくり交付金のメニュー)
農業用機械の整理合理化 小規模基盤整備	都道府県の導入計画に即した機械化体系の実現を支援 畦畔除去、区画整理や共同育苗施設等の整備を支援	集落営農育成基盤整備事業
基盤整備	生産基盤の整備を契機として集落営農の組織化を促進	農業改良資金 経営育成強化資金 農業近代化資金
資金調達への支援	集落営農への融資	

支援

農地・水・環境保全向上対策の本格的実施について

営農活動への支援

支援の対象とする活動

相当程度のまとまりをもって、化学肥料や農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組



一体的実施

地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた共同の取組

支援の内容

先進的営農支援

取組面積に応じて交付(取組農家への配分可)

作物区分	10a当たり単価 (国の支援額)
水稻	3,000円
麦・豆类	1,500円
いも・根菜類	3,000円
茎葉菜類	5,000円
果菜類・果実的野菜	9,000円
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	20,000円
果樹・茶	6,000円
花き	5,000円
上記以外に該当しない作物	1,500円

営農基礎活動支援

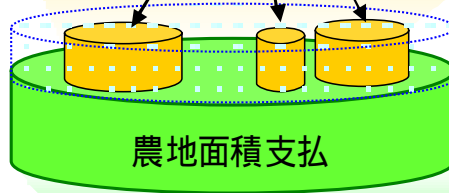
技術実証・普及、土壌・生物等の調査分析等の活動経費を支援

国の支援額
10万円/地区

営農活動への支援

農業が本来有する自然循環機能の維持・増進による地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援

取組面積に応じた支払
+ 集落等を単位とする支援



ステップアップへの支援
地域においてより高度な取組を
実践した場合に支援

土づくり、化学肥料・
農薬の大幅低減



共同活動への支援

農地・水・農村環境の保全と質的向上のための効果の高い共同活動を支援



農道の補修



景観形成

効率の高い共同活動への支援

共同活動のイメージ

	点検・準備	計画・啓発	実践活動
誘導部分	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の寿命を縮める劣化がないか点検	<input checked="" type="checkbox"/> きめ細かな補修、保全の役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 破損部分をこまめに補修 <input type="checkbox"/> ゲートの保守管理の徹底
基礎部分	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の機能に支障が生じていないか点検	<input checked="" type="checkbox"/> 地域全体への啓発・普及	<input type="checkbox"/> 生態系に配慮した施設管理 <input checked="" type="checkbox"/> 景観形成のための植栽等
基礎部分	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の機能に支障が生じていないか点検	<input checked="" type="checkbox"/> 実践活動の年間計画を策定	<input checked="" type="checkbox"/> 水路の江ざらい、草刈り <input checked="" type="checkbox"/> 農道への砂利の補充

支援交付金の単価

	10a当たり単価 (国の支援額)
水田(都府県)	2,200円
畑(都府県)	1,400円
草地(都府県)	200円

ステップアップ支援については、取組水準に応じて、10万円/地区、20万円/地区を交付(国の支援額)

お問い合わせはこちらまで！

農林水産省 生産局 特産振興課

TEL 03 - 3502 - 8111 (代表)

関東農政局 生産経営流通部 園芸特産課

TEL 048 - 600 - 0600 (代表)

九州農政局 生産経営流通部 園芸特産課

TEL 096 - 353 - 3561 (代表)

(独)農畜産業振興機構 新制度準備室

TEL 03 - 3583 - 8775

詳しくはこちらをご覧ください

さとうきび・でん粉原料用かんしよの経営安定対策 (農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/kansho/index.html>

新たな砂糖・でん粉制度コーナー (農畜産業振興機構HP)

<http://alic.lin.go.jp/sugarstarch/index.html>